

運転免許証を返納された方は

～運転経歴証明書の交付手続きについて～

申請により運転免許証を取消し(返納)された方は、その後、5年以内に限り運転経歴証明書の交付を受けることができます。

区分	運転免許センターで手続きをされる方	警察署で手続きをされる方
受付時間等	午前8:30～11:00 午後1:00～ 4:00	午前8:30～12:00 午後1:00～ 4:00
	運転免許センター、警察署とも土・日曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日の手続きはできません。平日だけの取扱いとなります。	
手数料	○申請手数料 1,100円	
必要なもの	○申請取消と同時の場合 ・写真 1枚 縦3cm×横2.4cm、無背景、無帽、正面、上三分身、6か月以内に撮影したもの ○過去5年以内に返納された方 ・写真 1枚 ・本人確認のできる書類(健康保健証、住民基本台帳、パスポート等) ○旧経歴証明書から切替えをされる方 ・写真 1枚 ・旧経歴証明書 ※運転免許センターで手続きされる方は写真不要です。	
交付申請のできる方	○本人以外は手続きできません。 ○運転免許証、経歴証明書の住所地が秋田県内の方。	
交付	即日交付	後日交付 (約2週間後)
その他	※交付申請は運転免許証の申請取消をした方で、申請取消後5年間に限り受付します。 ※免許証が失効してしまった方は、交付することができません。 ※申請時に免許証、又は経歴証明書に記載された氏名、住所などに変更がある場合、持参する書類などは記載事項変更届のホームページに記載しておりますので併せてご覧ください。なお、運転経歴証明書には本籍が券面上無いので、記載事項変更届の必要はありません。	

お問い合わせ先  
 運転免許センター TEL 018-824-3738  
 または最寄りの警察署(免許受付)まで